

議会だより

平成27年
第1回定例会



松茂スマート IC 開通式 (H27.3.14)

目次

- 議長就任あいさつ／松茂町議会委員会構成 . . . 2 ページ
- 議決の結果及び内容 3 ページ
- 町政に対する一般質問 6 ページ
- 常任委員会委員長レポート 7 ページ
- 諸般の報告 10 ページ
- 監査報告／編集後記 11 ページ
- 松茂町議会議員紹介 12 ページ



発行／徳島県松茂町議会
編集／松茂町議会広報特別委員会
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

議長就任あいさつ



松茂町議会議長
春藤 康雄

町民の皆さまには、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃から町議会に対し、深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
私は、統一地方選挙後の臨時会におきまして、議長に就任いたしました。
まことに身に余る光栄であり、その職責の重大さに身の引き締まる思いであります。公正で円滑な議会運営のために、誠心誠意努力をしてまいります。
さて、本町においては、防災対策をはじめ、少子高齢化への対応、教育、福祉の充実、生活環境の整備など様々な行政課題をかかえています。議会は、これらの課題に積極的に取り組んでいくことが求められており、これからも町民の皆様の願いに応えられるよう最善の努力をいたす所存でございます。
どうか今後とも皆さまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶といたします。

松茂町議会委員会構成

平成 27 年 5 月 1 日現在

議員氏名	鎌田 寛司	川田 修	板東 絹代	立井 武雄	佐藤 道昭	佐藤 禎宏	森谷 靖	原田 幹夫	一森 敬司	藤枝 善則	佐藤 富男	春藤 康雄
委員会等												
議長												●
副議長					▲							
議会運営委員会						○	○	△	○	◎	○	
総務常任委員会	○		○	○		△	◎	○			○	○
産業建設常任委員会	○	○		△	○	○			◎	○		○
教育民生常任委員会		○	△		○		○	○	○	○	◎	
広報特別委員会	○		○		◎	○		△				
地震・津波対策特別委員会	○	○	○	○	○	○	○	◎	△	○	○	○
徳島県後期高齢者医療広域連合議会					○							
松茂町ほか二町競艇事業組合							○		○	○		
板野東部消防組合	○							○				
板野東部青少年育成センター組合		○	○	○								
監査委員										○		
農業委員									○			
国民健康保険運営協議会	○			○								
給食センター運営委員会		○	○									
都市計画審議会						○	○			○	○	
松茂町体育館運営委員会					○						○	
松茂町社会福祉協議会理事		○		○								

●議長 ▲副議長 ◎委員長 △副委員長 ○委員

議決の結果及び内容（詳しくは町 HP の会議録をご覧ください。図書館でも閲覧可能です。）

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について ◆固定資産評価審査委員会委員として長谷川清和氏を選任することに同意。	27 年 3 月 3 日	原案同意
報告第 1 号	専決処分の報告について 専決第 1 号 高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマート IC 事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成 26 年度変更契約締結について ◆変更後の契約金額 :143,511,244 円	27 年 3 月 3 日	報告
議案第 1 号	定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例 ◆国家公務員退職手当法等の改正により、早期退職募集制度を導入。従来の勧奨退職制度を廃止。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 2 号	子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例 ◆子ども・子育て支援法に基づく過料を制定。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 3 号	松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 ◆介護保険法の改正により、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を制定。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 4 号	松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 ◆介護保険法の改正により、地域包括支援センターの職員等に関する基準を制定。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 5 号	松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例 ◆国土利用計画を議会の議決すべき事件として追加。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置く。新教育長は特別職となるため所要の改正を行う。なお、現教育長の任期中は、改正前の規定を適用。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 7 号	松茂町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 ◆議案第 6 号と同じく新教育長を置くことに伴う所要の改正。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 8 号	松茂町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例 ◆議案第 6 号と同じく新教育長を置くことに伴う所要の改正。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 9 号	松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 ◆新教育長を置くことに伴う所要の改正及び松茂町防災会議委員の追加。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 10 号	松茂町課設置条例の一部を改正する条例 ◆行政改革による課の編成及び事務分掌の見直しに伴う所要の改正。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 11 号	松茂町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例 ◆議案第 10 号と同じく行政改革による所要の改正。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 12 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ◆人事院等の勧告に準じて、給料表水準の引き下げ及び管理職員特別勤務手当支給等について改正。	27 年 3 月 16 日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第 13 号	松茂町保育所条例の一部を改正する条例 ◆子ども・子育て支援法の規定に基づき公立保育所の保育料の規定や保育所入所の手続きなどについて改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 14 号	松茂町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 ◆中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い、条例の関係箇所及び語句の改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 15 号	松茂町介護保険条例の一部を改正する条例 ◆保険料率の算定基準を現行の標準6段階から9段階に細分化し、低所得者の保険料基準額の軽減など改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 16 号	松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例 ◆介護保険法の改正により事業者等の指定に関する事項や運営に関する基準を制定。	27年3月16日	原案可決
議案第 17 号	松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ◆議案第16号と同じく介護保険法改正に伴い基準を制定。	27年3月16日	原案可決
議案第 18 号	松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ◆議案第16号と同じく介護保険法改正に伴い基準を制定。	27年3月16日	原案可決
議案第 19 号	松茂町手数料条例の一部を改正する条例 ◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴い所要の改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 20 号	松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い所要の改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 21 号	松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例 ◆排水設備工事責任技術者の登録先である法人名の変更に伴い所要の改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 22 号	松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例 ◆子ども・子育て支援法の規定に基づき公立幼稚園保育料等を改正。	27年3月16日	原案可決
議案第 23 号	町道路線の認定について ◆開発行為により新たに4路線の町道を認定。	27年3月16日	原案可決
議案第 24 号	平成26年度松茂町一般会計補正予算(第6号) ◆既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,088万7千円を追加し、総額を55億7,973万3千円とする。	27年3月16日	原案可決
議案第 25 号	平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) ◆既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,578万円を追加し、総額を16億9,167万2千円とする。	27年3月16日	原案可決
議案第 26 号	平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第4号) ◆既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万8千円を減額し、総額を10億1,589万円とする。	27年3月16日	原案可決
議案第 27 号	平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) ◆既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、総額を1億5,417万8千円とする。	27年3月16日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第 28 号	平成 26 年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 72 万 2 千円を減額し、総額を 1 億 413 万 3 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 29 号	平成 26 年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,901 万 4 千円を減額し、総額を 5 億 4,066 万 2 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 30 号	平成 26 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 3 号） ◆資本的収入で 2,091 万 5 千円を減額し、資本的支出で 1,966 万 1 千円を減額する。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 31 号	平成 27 年度松茂町一般会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 61 億 5,200 万円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 32 号	平成 27 年度松茂町国民健康保険特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 2,016 万円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 33 号	平成 27 年度松茂町介護保険特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 3,045 万 4 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 34 号	平成 27 年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,401 万 2 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 35 号	平成 27 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,192 万 1 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 36 号	平成 27 年度松茂町農業集落排水特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 56 万 2 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 37 号	平成 27 年度松茂町公共下水道特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 4,663 万 3 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
議案第 38 号	平成 27 年度松茂町水道特別会計予算 ◆収益的収入及び支出の予定額を、3 億 7,751 万 9 千円とする。	27 年 3 月 16 日	原案可決
発議第 1 号	松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例 ◆新教育長を置くことに伴う所要の改正及び課の編成見直しなどに伴う改正。	27 年 3 月 16 日	原案可決
発議第 2 号	予算特別委員会設置に関する決議 ◆平成 27 年度松茂町一般会計予算審査のため、予算特別委員会を設置。	27 年 3 月 3 日	原案可決
請願第 1 号	海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書採択についての請願 ◆請願者名 国土交通労働組合 四国港湾空港支部 小松島港湾空港分会	27 年 3 月 16 日	原案採択
請願第 2 号	「手話言語法（仮称）」の制定を国に求めることについての請願 ◆請願者名 聴覚障害者制度改革推進徳島本部	27 年 3 月 16 日	原案採択
	委員会の閉会中の継続調査について ◆各常任委員会及び特別委員会等については継続調査を行う。	27 年 3 月 16 日	原案可決

追加議案

発議第 3 号	海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書 ◆国に対し海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」として瀬戸内海を指定するよう意見書を提出。	27 年 3 月 16 日	原案可決
発議第 4 号	「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書 ◆国に対し「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を提出。	27 年 3 月 16 日	原案可決

ここが聞きたい！

町政に対する 一般質問

本年最初の定例会が三月三日から十六日にかけて開催されました。二日目に当たる三月五日には一般質問が行われました。

冒頭、質問議員より、県の中学校駅伝新人大会にて松茂中学校女子チームが見事優勝、男子チームも好成績をおさめたという、うれしい報告を受けて、今回の一般質疑は開始されました。

このような若者の頑張りとともにまた一つ、町の明るい将来につながる高速道路の開通に関連した質疑がなされ、本年第一回目の一般質疑はとても充実したものとなりました。

■一般質問議員一覧

森谷 靖 議員

森谷 靖 議員



1 松茂パーキングエリアの有効活用について

Q

いよいよ三月十四日に高速道路（徳島自動車道）が開通する。三月一日には、あいにくの悪天候にもかかわらず、約三千人の方々がハイウェイウォーキングを楽しまれた。今回、松茂パーキングエリアが整備されることで町と高速道路が直結して、町の発展が大いに期待されるし、そうなるように有効活用していかねければいけないと思う。そこで以下の点をお聞きしたい。

はできないか。町内の地場産業の振興のためにも、ぜひ検討・実行をお願いしたい。

A

議員ご提案の松茂パーキングエリアでの産地直売の実施については町も全面的に賛成です。道路法上、産地直売所の設置やイベントの実施のためには町がその主体に入っている必要があるため、町から農協・漁協・商工会等に協力を呼びかけるとともに、高速道路保有・債務返済機構やNEXCO西日本との協議を密に行い、出店に向け、一生懸命努力いたします。

2 松茂スマートインターチェンジの周知について

Q

今回の高速道路にはETC専用の松茂スマートインターチェンジができるが、町民の皆様への周知として、町はどのように取り組んできたか。聞くところによると、他の高速道路のETC専用レーンと違い、松茂スマートインターチェンジでは一旦停止する必要があるなど、利用上幾つかの注意点があるようだが、その広報・周知に

も努めていただきたい。また高速道路開通後、利用状況を調査する予定はあるか。

A

松茂スマートインターチェンジの広報については、これまで町のホームページへの掲載、NEXCO西日本作成のパンフレットの町内主要施設への配置をしてきました。今後は町作成の紹介パンフレットを町内主要施設のほか、運輸関係者や関係機関へ配布する予定です。また開通直前の三月十一日には徳島新聞に広告を掲載します。

ご指摘のETC専用レーン利用時の注意点についても、事故防止の観点からも特に配慮して広報してまいります。議員ご指摘のとおり、必ず一旦停止する必要があることのほか、車長十二メートル以上の大型車両は利用できないことを、この場をお借りして一つ付け加えておきます。ちなみに大型観光バスの車長は通常十二メートル以下となっています。

開通後は利用状況調査を継続して実施し、現状把握に努め、整備効果の検証と今後の利用促進策検討の資料といたします。

常任委員会 委員長レポート

第一回定例会における委員長報告は次のとおりです。（各会計の補正予算総額等は、議決の結果及び内容をご覧ください。）

総務常任委員会

委員長 原田 幹夫

付託された議案十件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例

国家公務員退職手当法等の改正に伴い、早期退職者の募集及び認定の制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われた。本町においてもこれに準じ、早期退職募集制度を導入し、勸奨退職制度を廃止する

こととなりましたので、新たに条例で定めるものです。

○主な質疑事項

Q 早期退職者を募集する人数とか、いつ決めるのでしょうか。

A 年度の上半期に、今後の行政運営について支障が起きないことを勘案のうえ、募集の年齢、職位、人数、退職すべき期日等を決定して職員に周知します。

Q 早期退職に応募すればすべて認定されるのでしょうか。

A 行政の運営において支障がある場合は、認定をしない場合があります。

松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

国土利用計画法の改正により、市町村が議会の議決を経て国土利用計画を定める法的義務付けが廃止されたが、国土利用計画の重要性に鑑み、従前と同様に国土利用計画を議会の議決すべき事件とするため、条例を改正するものです。

特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例の一部 を改正する条例

松茂町特別職報酬等審議会 条例の一部を改正する条例

松茂町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

松茂町各種委員会委員等の 報酬及び費用弁償支給条例 の一部を改正する条例

以上、四議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者新教育長を置き、新教育長を特別職とするものです。なお、現教育長の任期中は、改正前の条例の規定を適用する。

また、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は、新教育長に関する改正に併せて、松茂町防災会議委員を追加するものです。

○主な質疑事項

Q この度の改正により教育委員会の委員数に変更はあるのでしょうか。

A 委員数の変更はありません。

Q この度の改正の目的はどのようなのですか。

A 教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長とすることで、責任の所在を明確にするとともに教育委員会の迅速性、機動性が高まることを期待できる。

松茂町課設置条例の一部を 改正する条例

松茂町総合振興計画審議会 条例の一部を改正する条例

以上、二議案は、本町の行政改革により、事務事業を見直し、総務課と企画財政課を併せて総務課に、国民健康保険税の賦課・徴収業務を税務課に統合するなど、課の編成及び事務分掌の一部を見直したことに伴い条例を改正するものです。

職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

平成二十六年人事院勧告に従い、地域間給与の更なる反映という観点からの給料表の水準の引き下げ及び平日の深夜や早朝における管理職員特別勤務手当支給等について条例を改正するものです。

平成二十六年松茂町一般 会計補正予算（第六号） （所管分）

事務事業の確定、見込みによる補正及び国の補正に対応した地域住民生活等緊急支援のための交付金関連事業を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分の事業について繰越明許費を計上するものです。

産業建設常任委員会

委員長 一森 敬司

付託されました議案十二件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中で主なものを報告いたします。

松茂町手数料条例の一部を改正する条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴い条例を改正するものです。

松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い条例を改正するものです。

○主な質疑事項

Q 現在、町営住宅に中国残留邦人は入居していますか。
A 現在、入居はありません。

松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

排水設備工事を行う際に必要な、責任技術者の登録先である法人名の変更に伴い条例を改正するものです。

町道路線の認定について

開発行為に伴う道路を新たに四路線認定するものです。

○主な質疑事項

Q 新たに町道路線として認定する道路が行き止まりとなっていますが、どのような考え方でしょうか。
A 道路管理者として将来の道路利用を考慮のうえ、隣接地の土地が開発されるときに道路が接続できるように道路の位置や形状などについて指導しています。

平成二十六年年度松茂町一般会計補正予算（第六号） （所管分）

事務事業の確定、見込みによる補正及び国の補正に対応した地域住民生活

等緊急支援のための交付金関連事業を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分について繰越明許費を計上するものです。

○主な質疑事項

Q 地方創生先行型事業は、特産品開発事業を実施するようだが、どのようなことをするのででしょうか。
A 砂地畑に栽培の適した新たな特産品を研究するために、国庫補助金を活用して取り組みます。

Q 徳島県が実施するプレミアム商品券と町商工会が実施する地域通貨の注意点はありますか。

A 県の商品券は一人五セット五万円分まで、町商工会は一人十セット十万円分までの購入の制限があります。合計で十五万円です。この商品券等でビール券や図書券などの商品券の購入に使用ができなかったり、県と町商工会で商品券等の使用期間などが違います。

平成二十六年年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第二号）

事務事業の確定、見込みによる補正を計上するものです。

○主な質疑事項

Q 長岸・中喜来・北川向集落排水の受益区域内で未加入戸数は。
A 全対象戸数五百三十七戸から加入戸数四百二十八戸を差し引いた百九戸です。

Q 未加入の百九戸に対して、加入促進をしていますか。
A 未加入者には加入についてお願いしています。

平成二十六年年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第四号）

事務事業の確定、見込みによる補正を計上するものです。

平成二十六年年度松茂町水道特別会計補正予算（第三号）

事務事業の確定、見込みによる補正及び継続費の年割り額の補正を計上するものです。

平成二十七年年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ千百九十二万一千円と定める。

平成二十七年年度松茂町農業集落排水特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億五十六万二千元と定める。

○主な質疑事項

Q 下水道料金システム改修予算に関連して、集落排水使用料が平成二十八年四月から従量制に変わると集落排水使用料収入の見込みはどうなるのでしょうか。

A 現行は、平成二十一年度から公共下水道が供用開始されたときに、農業集落排水には接続の助成制度がなかったため、七年間の猶予期間を定めて使用料を据え置いていたが、平成二十八年四月から公共下水道と同じ使用数量により一方メートル百五十四円の従量制に移行するもので、負担は増えると思います。

平成二十七年松茂町公共下水道特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ五億四千六百六十三万三千元と定める。事業箇所は、昨年度に引き続き、豊久地区において、施工延長約一キロメートル、新たに笹木野地区において、約百六十メートルの管渠整備を計画しています。

平成二十七年松茂町水道特別会計予算

公営企業の独立採算の趣旨に沿い運営ができるよう編成をしています。主な事業は、昨年度に引き続き老朽化した浄水設備の更新工事及び石綿セメント管を含む老朽管更新事業並びに公共下水道事業に伴う配水管布設替工事を計画しています。

教育民生常任委員会

委員長 佐藤 富男

付託された議案十七件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

子ども・子育て支援法第八十七条の規定による過料に関する条例

平成二十七年四月から施行される子ども・子育て支援新制度の適正な運用を図るため、子ども・子育て支援法第八十七条の規定に基づき、過料を科することに關し、新たに条例で定めるものです。

松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている基準が、町条例に委任されたため、指定介護予防支援の事業の人員、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準等について、新たに条例で定めるものです。

松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められている基準が、町条例に委任されたため、地域包括支援センターの職員等に関する基準について新たに条例で定めるものです。

松茂町保育所条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法で定められた基準を踏まえて、公立保育所における保育料の規定や保育所入所の手続きなどの変更に伴い条例を改正するものです。

松茂町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い、条例の関係箇所を改正及び語句の改正をするものです。

松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険料の算定について、第一号被保険者の介護保険料基準額を現行から二百円引き上げ月額五千四百円とし、所得水準に応じて、現行の階層区分を六段階から九段階に見直すとともに、低所得者の保険料基準額を軽減するため条例を改正するものです。

松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例

松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている事業者等の指定に関する事項や運営に関する基準等が、町条例等に委任されたため、それぞれの条例について、必要な事項を規定するため改正するものです。

松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法で定められた基準を踏まえて、公立幼稚園保育料等の規定を定めるため条例を改正するものです。

○主な質疑事項

Q 預かり保育料の月額と日額の適用は、どのようにするのでしょうか

A 預かり保育料の適用は、月単位で申し込んだ場合は月額を適用し、日単位で申し込んだ場合は日額を適用します。

平成二十六年年度松茂町一般会計補正予算（第六号）（所管分）

事務事業の確定、見込みによる補正及び国の補正予算に対応した地方創生先行型事業を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分について繰越明許費を計上するものです。

平成二十六年年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第五号）

平成二十六年年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第四号）

平成二十六年年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四号）

以上三議案は、事務事業の確定、見込みによる補正を計上するものです。

平成二十七年年度松茂町国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ十九億二千六百万円と定める。前年度当初予算と比較して十九・一%の増です。

これは、保険給付費の伸びによる約五千万円の増額見込みと、共同事業の拡大による二億六千五百万円の増額が主な理由です。

平成二十七年年度松茂町介護保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ十億三千四百五十四千円と定める。前年度当初予算と比較して二・〇%の増です。

平成二十七年年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億四千四百一十二千円と定める。前年度当初予算と比較して七・六%の減です。

諸般の報告

松茂町ほか二町競艇事業組合議会報告

—要旨—

鳴門市と共催の競艇事業は年間で二十四日開催され、収益金は町の財源になっています。今年度及び平成二十七年の二年間は、護岸改修工事及びボートレース鳴門施設改修工事のため、本場におけるレースの施行は休止しています。

平成二十八年度の再開にむけ、環境の整備やサービス内容の充実等を図り、今までボートレースを知らなかつ

た人々にも、知って頂けるように、管理者ともども努力します。

板野東部消防組合議会報告

—要旨—

平成二十六年度は、当初予算十億四百五十二万六千円であり、松茂町の負担金は二億四千四百六十一千円になっています。平成二十六年度の主な事業としては、消防・救急無線のデジタル化整備の事業を年度内の完了を目指し進めています。

職員数については、平成二十六年度に三名の退職がありましたので消防吏員採用試験を実施し、同じく三名を採用予定です。

板野東部青少年育成センター組合議会報告

—要旨—

街頭補導活動、相談活動、子どもを守る活動、健全育成活動、子ども・若者育成支援活動の業務を実施しました。平成二十六年度（平成二十七年二月末日現在）の補導件数は二十五名で前年同期と比べて六名増加しています。不審者情報については、三十件寄せられており、昨年に比べ十八件の増

となっております。

今後とも学校・警察をはじめ、各関係機関及び補導員と連携を密にしながら、子ども心に届く非行防止及び健全育成活動、安全を守る活動等を推進します。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会報告

要旨

広域連合では保険料の決定、医療給付等を行い、各種届出の受付、窓口業務、保険料の徴収等は市町村で行っています。

二月の定例会において、平成二十七年徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の総額を一億四千四百五十六万二千元と定め、平成二十七年徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の総額を千百九十六億五千九百四十四万と決めました。

今後、制度の趣旨や内容の周知徹底を図り、この制度のスムーズな運営に努めます。



監査報告

監査委員

日根 啓一
一森 康雄

一・定例監査

監査の結果、各課等の予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められます。

また、その他の事務事業管理についても適正に執行されているものと認められます。なお、監査の結果と所見については次のとおりです。

二・監査の結果

(1) 予算の執行については、概ね良好に進んでいることを認めます。

歳入予算においては、国費、県費の各事業補助金等は、年度末ないしは、それ以降の交付となっているものが多いため、それらに対応する予算（歳出）が多額になり、資金繰りが困難になることも考慮し、十分注意して執行してください。

また、一般会計における町税収入については、前年度に引き続き収納努力されていることが評価できます。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、給食費、住宅使用料等の収納についても、税務課とも連携・協議を図り厳正・的確な滞納整理に一層の努力が望まれます。

歳出予算においては、国や県の補助事業を最大限活用し、さらに徹底した経費の節減に取り組みとともに、競争原理に基づく入札を積極的に実施し効率的な予算の執行に努めてください。

また、事務事業の実施については、常に計画性とコスト意識をもって、高い住民サービスが提供できることを望みます。

(2) 施設の管理運営経費は節減に努められ、概ね適正に執行されているものと認められます。財政状況の厳しい折から、施設の日常管理を徹底し、光熱水費等のさらなる節減に取り組みてください。

(3) 各事業、団体等に対する補助金については、今後も交付にあたっては、収支状況を確認するとともに、補助金の必要性や金額の妥当性を厳正に審査し、適正で効果的な執行に努めてください。

また、町民を対象とする補助金については、その補助制度の活用について積極的に広報を行い予算執行に努めてください。

(4) 各課、各出先機関等において、職員等の現金取扱業務については、収納体制、確認体制、保管体制の機能充実が図られてきていますが、引き続き留意してください。

平成二十六年自治功労者表彰

池添 英明 議員

全国町村議会議長会表彰
(十五年以上在職功労者)

佐藤 富男 議員

徳島県町村議会議長会表彰
(十一年以上在職功労者)

平成二十七年二月二十七日徳島県町村議会議長会において、平成二十六年度自治功労者表彰式がありました。

編集後記

先日に行われた町議会議員選挙で当選した新しい議員の任期が五月一日から始まりました。

去る五月一日に開かれた臨時会では、議長・副議長の選挙、各常任委員会委員の選任などが行われ新しい議会構成が決まりました。

私たち広報特別委員会では、少しでも町民の皆さまに町議会を身近に感じていただけるよう、読みやすく親しみやすい「議会だより」の誌面作りを取り組んでまいりますので、今後も、ご愛読のほどよろしくお願いいたします。

広報特別委員会

委員長	佐藤 道昭
副委員長	原田 幹夫
委員	佐藤 禎宏
委員	板東 絹代
委員	鎌田 寛司

松茂町議会新体制決まる！

四月二十六日の松茂町議会議員一般選挙後、五月一日の初議会（第一回臨時会）において、松茂町議会の新体制が決まりましたのでお知らせします。

平成 27 年 5 月 1 日現在



議長 ^{しゅんとう やすお}
春藤 康雄
83 歳（広島）無所属
当選回数 9 回



副議長 ^{さとう みちあき}
佐藤 道昭
57 歳（笹木野）無所属
当選回数 3 回



^{さとう とみお}
佐藤 富男
71 歳（広島）無所属
当選回数 4 回



^{ふじえだ よしのり}
藤枝 善則
69 歳（中喜来）無所属
当選回数 4 回



^{いちもり けいじ}
一森 敬司
66 歳（長岸）無所属
当選回数 4 回



^{はらだ みきお}
原田 幹夫
61 歳（長原）無所属
当選回数 4 回



^{もりたに やすし}
森谷 靖
55 歳（笹木野）無所属
当選回数 4 回



^{さとう さだひろ}
佐藤 禎宏
73 歳（広島）無所属
当選回数 3 回



^{たてい たけお}
立井 武雄
62 歳（中喜来）無所属
当選回数 2 回



^{ぼんどう きぬよ}
板東 絹代
64 歳（長原）無所属
当選回数 1 回



^{かわだ おさむ}
川田 修
63 歳（笹木野）無所属
当選回数 1 回



^{かまだ ひろし}
鎌田 寛司
56 歳（笹木野）無所属
当選回数 1 回